随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和 7年6月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者 の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
1	令和7年度佐久 市固定資産税の 時点修正に係る 価格等調査業務	令和7年6月23日	一般社団法人 長野県不動産鑑定士協会 長野市岡田町124-1	1,551,616	本業務は、令和4年度に実施した令和6年度佐久市固定資産税(土地)評価替えに伴う鑑定評価業務(以下、本鑑定という)の鑑定価格を基に、地方税法附則第17条の2第1項に基づき令和7年7月1日時点の修正率を算出し、標準宅地の下落修正を行うための価格調査である。調査結果は固定資産税の算出根拠となることから、本鑑定と整合した調査を行う必要がある。一般社団法人長野県不動産鑑定士協会は本鑑定を行った業者であり、鑑定内容や価格の形成要因など佐久市内の不動産鑑定に精通しており、同協会を除いて本業務を的確に遂行できるものがいないことから随意契約の相手方に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号)	税務課
2	令和7年国勢調 査調査区図作成 データ更新業務	令和7年6月18日	(株)ゼンリン 長野営業所 長野県長野市鶴賀緑町1403 大通り昭和ビル5F	562,100	本業務は、国勢調査をはじめとする各種統計調査に係る調査区地図・台帳の総合管理を目的に最新地図データ更新を行うものである。 上記既存のシステムの更新作業並びにライセンスはシステムを構築した業者により設定管理されているため、既存のデータベースを用いた検索をはじめ必要な作業を行うことは、データベースを構築した同社以外の業者が代行することができないことから、1者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課
3	令和7年度マイ ナンバー情報連 携体制整備事業 委託業務(母子)	令和7年6月1日	株式会社電算 佐久 支社長 林 淑浩 猿久保742-3秋山ビル	809,600	現在使用している健康管理システムの改版対応であることから、本システムを構築し、納入している業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	健康づくり推進課
4	令和7年度 特 環浅科浄化セン ター曝気機修繕	令和7年6月4日	(株)日立プラントサー ビス関東支店 埼玉県さいたま市大宮 区宮町2-35	7,920,000	株式会社日立プラントサービスが製造した構造上特殊なスクリュー型曝気機をオーバーホールするものであり、整備期間中も同機種の代替機の設置が必要となります。今回交換する「モーター」についても同社製品に限られており、他の業者整備では性能保証がなく修繕が不可能であることから開発製造元である株式会社日立プラントサービス関東支店と随意契約をする。 (地自令第167条の2第1項第2号)	下水道課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和 7年6月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者 の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
5	令和7年度 佐 久市下水道管理 センター曝気ブロ ワ修繕	令和7年6月23日	富士工機(株) 長野県長野市大字川 合新田2633	37,840,000	本修繕は、一体的な機器である電業社株式会社が製造した構造上特殊な曝気ブロワと富士電機株式会社が製造した電動機を一緒にオーバーホールする修繕であり、今回交換が必要とされている部品についても同社製品に限られ、他の業者整備では性能保証がなく修繕が不可能である。よってブロワ部・電動機部を一緒に整備することができる県内唯一の両メーカーの代理店である当該業者と随意契約をする。 (地自令第167条の2第1項第2号)	下水道課
6	令和7年度 農 集 上平尾処理 区 14号線マン ホール修繕	令和7年6月16日	高重建設工業㈱ 平賀2168-1	737,000	本修繕は、長野県が発注する工事と交錯する箇所での修繕であり、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮に加え、修繕の安全・円滑・かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるため、高重建設工業㈱と随意契約をする。 (地自令第167条の2第1項第6号)	下水道課
7	令和7年度佐久 市地籍管理シス テムデータ更新 業務	令和7年6月30日	朝日航洋(株)上田支店長野県上田市常田2丁目20番21号	2,563,000	本業務は現行運用がなされている地籍管理システムに地図データを反映させるものであり、その地籍管理システムのプログラムの著作権を有する者による業務の履行が必要である。プログラムの形式、機能などについては公表されておらず、相手方はシステムの著作権を有し、効率的に業務を履行できる唯一の者であるため。なお、別の者が業務を行う場合、地図データを地籍管理システムが利用できるフォーマットに交換する必要が発生し、その者のみでは履行できないため、フォーマット変換は著作権者を経由することになる。以上のことから、データの作成、セットアップまでを一括で行うことができる唯一の業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	耕地林務課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和 7年6月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者 の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
8	令和7年度市単 林道整備委託業 務	令和7年6月30日	(公社)佐久シルバー 人材センター 取出町183 振興公 社ビル1階	4,998,340	本業務は、林道の維持管理を目的とした草刈り及び側溝清掃業務であり、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、 当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者 の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的 (高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当 し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため、一 者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	耕地林務課
9	令和7年度 市内工業団地等草刈·樹木剪定業務	令和7年6月4日	(公社)佐久シルバー 人材センター 取出町183 振興公 社ビル1階	2,789,727	本業務は、市内工業団地等市管理地の清掃、草刈等の業務であり、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	商工振興課
10	令和7年度 佐久 市天体観測施設 ドーム保守点検	令和7年6月9日	アストロ光学工業株式 会社 埼玉県さいたま市北区 吉野町2丁目26-1 -2	696,300	当施設のアイリッド型ドーム及びスライディングルーフは、左記業者が製造したものを導入し、建設当時から使用している。この機器は、左記業者が独自に開発した開閉機構が備わっていることから、他の業者では確実な点検業務が実施できないため、当該業者を選定する。 (地方自治法施工令第167条の2第1項第2号)	文化振興課
11	令和7年度 佐久 市天体観測施設 天体望遠鏡保守 点検	令和7年6月9日	三鷹光器株式会社 東京都三鷹市野崎1 丁目18-8	649,000	当施設の望遠鏡は、左記業者が製造した機器を導入し建設当時から使用している。この望遠鏡は、左記業者が独自に技術開発したものであることから、他の業者では確実な点検業務が実施できないため、当該業者を選定する。 (地方自治法施工令第167条の2第1項第2号)	文化振興課